**１．留意事項**

　　　申請することができる要件

　　・いずれの麻薬小売業者も、「共同して申請する他の麻薬小売業者が、その在庫量の不足のため麻薬処方せんにより調剤することができない場合に、当該不足分を補足する必要があると認めるとき、又は麻薬を譲り渡そうとする者であること」または「麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬であって、その譲受けの日から90日を経過したものを保管しているとき、又は麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬について、その一部を法第24条第11項若しくは第12項の規定に基づき譲り渡した場合において、その残部であって、その譲渡しの日から90日を経過したものを保管しているとき、麻薬を譲り渡そうとする者であること」。

　　　・いずれの麻薬小売業者も、当該免許に係る麻薬業務所の所在地が大阪府内にあること。

**２．記載上の注意**

（１）麻薬小売業の免許ごとにそれぞれ「譲渡人・譲渡先」欄に記載してください。なお、同一人が申請者である複数の麻薬小売業の場合も、それぞれ記載してください。

（２）麻薬業務所の「所在地・名称」欄には、麻薬小売業の所在地・名称を記載してください。

（３）申請者の「住所・氏名」欄には、個人の場合は現住所・個人名を記載し、法人の場合は登記された本社の所在地・法人の名称・代表者の氏名を記載してください。

（４）「譲渡人・譲渡先」欄が不足する場合は、別紙（別紙様式１）を使用してください。なお、申請するすべての麻薬小売業者が１枚の用紙に記載する必要はなく、１枚に１件の麻薬小売業者のみ記載したものをとりまとめて提出しても差し支えありません。その場合、空欄には、斜線を引いてください。

（５）代表者を置く場合には、「代表者の氏名」欄に個人の場合は個人名を記載し、法人の場合は登記された法人の名称を記載してください。置かない場合、空欄には、斜線を引いてください。

（６）期間を限定して許可を受けようとする場合は、「備考」欄にその期間を記載してください。

**３．提出方法等**

（１）提出方法

　　　　麻薬小売業者間譲渡許可を申請する麻薬小売業者のうち、代表者を置いた場合は代表者が、代表者を置かない場合は任意の者がとりまとめ、代表して提出してください。また、とりまとめて提出する担当者の氏名・電話番号等を「連絡先」欄に記載してください。

（２）提出先

　　　　代表して提出する麻薬小売業者の業務所の所在地を所管する窓口に提出してください。

（３）提出部数

　　　　正本：１部

　　　　副本：申請者の数と同じ部数

　　　　※例えば、５件の麻薬小売業者をグループとして許可を受けようとする場合は、

　　　　　「正本１部」と「副本５部」を提出してください。

　　　　　なお、副本とは、申請書のコピー（白黒で可）のことです。